

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案
について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課

1. 改正の趣旨

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業の設備及び運営については、同法第 34 条の 16 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）に従い、又は参酌して市町村（特別区を含む。）が条例で定めることとされている。
- 今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に乳児等のための支援給付が創設されることと併せて、離島その他の地域において乳児等通園支援事業を円滑に実施することができるよう、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第 20 条第 2 項に規定する一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、同令第 21 条及び第 22 条の規定を適用しないこととする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 7 年 11 月（予定）
- 施行期日：令和 8 年 4 月 1 日